

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長 (国税3)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	<p>企業(個人事業主含)が、障害者就労施設等に対して物品及び役務の発注を行った場合に、一定期間内に取得した減価償却資産について、上限の範囲内で前年度からの発注増加額と同額の割増償却(固定資産の普通償却限度額の30%を限度)を認める現行の措置を平成27年度以降も延長する措置(2年間の延長)を講ずる。</p> <p>※障害者就労施設等</p> <p>障害者総合支援法における就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型・B型)、生活介護事業所、障害者支援施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う事業所)、地域活動支援センター並びに障害者雇用促進法の特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所</p>
3	担当部局	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成20年度税制改正要望において、障害者の「働く場」に対する発注等促進税制の創設として要望し、要望内容・適用期間を修正の上、現行の形で認められた。</p> <p>また、平成25年度には、適用対象となる発注先の拡大とともに、5年間の延長を要望したが、発注先の拡大は認められず、延長期間も2年間に短縮となった上で認められた。</p>
6	適用又は延長期間	<p>2年間の時限措置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業(法人):平成27年4月1日～平成29年3月31日 個人事業主:平成28年1月1日～平成29年12月31日
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>障害者総合支援法や障害者雇用促進法の趣旨に鑑み、働く意欲や能力のある障害者の就労を支援し、障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進する。</p> <p>障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。</p> <p>就労継続支援事業所等で働く障害者の工賃は、非常に低い水準に留まっていることから(注)、工賃向上が重要な課題の一つとなっているところであり、現在、工賃向上計画に基づき、就労継続支援事業所等で働く障害者に対する支援を推進してきているところであるが、工賃向上にあたっては、就労継続支援事業所等が提供する物品等の質を向上させるとともに、就労継続支援事業所等が提供する物品等に対し、一般企業の需要を増進することが効果的である。</p> <p>また、平成25年6月1日現在の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.76%となっており、法定雇用率の2.0%を下回っていることから、障害者雇用促進法に基づく特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所が提供</p>

		<p>する物品等に対し、一般企業の需要を増進することで、障害者雇用がより促進される。</p> <p>さらに、平成24年6月に成立した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」(障害者優先調達推進法)において、国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとされている。(参考：障害者優先調達推進法)</p> <p>附則第3条</p> <p>国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(注) 平均工賃の推移 平成20年度 12,587円 平成21年度 12,695円 平成22年度 13,079円 平成23年度 13,586円 平成24年度 14,190円</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用促進法第43条(一般事業主の雇用義務等) ○ 障害者雇用促進法第46条(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画) ○ 障害者優先調達推進法附則第3条(税制上の措置) ○ 「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策大目標 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p> <p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること</p> <p>1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p> <p>1-2 障害者の雇用を促進すること</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定雇用率2.0%の達成 ・ 障害者に支払われる工賃の向上 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害者雇用状況報告」(年1回実施)による、民間企業における障害者の実雇用率 ・ 毎年5月末日までに都道府県から報告される工賃(賃金)実績 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>平成25年6月1日現在の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.76%であり、法定雇用率2.0%を依然として下回っている。しかし、雇用障害者数は10年連続で過去最高を更新している。当該特例措置により、一般企業による障害者就労施設等との取引を促進し、取引金額を増加させることに対するインセンティブを付与することで、障害者雇用の維持・拡大に寄与している。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用年度</th> <th style="text-align: center;">平成 23 年度実績</th> <th style="text-align: center;">平成 24 年度実績</th> <th style="text-align: center;">平成 25 年度見込</th> <th style="text-align: center;">平成 26 年度見込</th> <th style="text-align: center;">平成 27 年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">適用件数</td> <td style="text-align: center;">44件</td> <td style="text-align: center;">50件</td> <td style="text-align: center;">57件</td> <td style="text-align: center;">65件</td> <td style="text-align: center;">74件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省) ※ 平成 25 年度以降については、対前年増加率を用いて推計</p> <p>本税制は、企業が障害者就労施設等に対して物品等の発注を行い、その発注額が前年度よりも増加した場合に活用が可能となるものであり、景気が低迷し経費節減を行っている状況を踏まえれば、適用件数が僅少であるとは必ずしも言えない。</p> <p>また、適用業種の状況を見ると、「サービス業 39.1%」、「運輸通信公益事業 33.6%」、「料理飲食旅館業 9.3%」の順となっていることから、特定の業種に偏ることなく活用されていると言える。</p>	適用年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度見込	平成 26 年度見込	平成 27 年度見込	適用件数	44件	50件	57件	65件	74件				
		適用年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度見込	平成 26 年度見込	平成 27 年度見込												
		適用件数	44件	50件	57件	65件	74件												
② 減収額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用年度</th> <th style="text-align: center;">平成 23 年度実績</th> <th style="text-align: center;">平成 24 年度実績</th> <th style="text-align: center;">平成 25 年度見込</th> <th style="text-align: center;">平成 26 年度見込</th> <th style="text-align: center;">平成 27 年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">割増償却額</td> <td style="text-align: center;">245,371 千円</td> <td style="text-align: center;">301,972 千円</td> <td style="text-align: center;">371,728 千円</td> <td style="text-align: center;">457,597 千円</td> <td style="text-align: center;">563,302 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減収額</td> <td style="text-align: center;">73,611 千円</td> <td style="text-align: center;">90,592 千円</td> <td style="text-align: center;">94,791 千円</td> <td style="text-align: center;">116,687 千円</td> <td style="text-align: center;">143,642 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省) ※ 平成 25 年度以降については、対前年増加率を用いて推計。減収額については、基本法人税率(平成 24 年までは 30%、平成 25 年以降は 25.5%)により算定。</p> <p>(参考: 前回要望時における見込額) 平成 22 年度減税額 1,280 百万円 平成 23 年度減税額 1,776 百万円</p> <p>※ 前回要望時における減収見込額は、租特透明化法に基づき把握される適用実態等に関する情報がなかったため、アンケート調査から推計したものであり、アンケート調査において、取引先が当該税制を活用していると回答した事業所の取引額総額に法人税率を乗じて算出したものである。</p> <p>したがって、前年度からの増加額に法人税率を乗じたものではないため、今回の見込額と大きな乖離が生じている。</p>	適用年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度見込	平成 26 年度見込	平成 27 年度見込	割増償却額	245,371 千円	301,972 千円	371,728 千円	457,597 千円	563,302 千円	減収額	73,611 千円	90,592 千円	94,791 千円	116,687 千円	143,642 千円
適用年度	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度見込	平成 26 年度見込	平成 27 年度見込														
割増償却額	245,371 千円	301,972 千円	371,728 千円	457,597 千円	563,302 千円														
減収額	73,611 千円	90,592 千円	94,791 千円	116,687 千円	143,642 千円														
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 25 年 6 月 1 日)</p> <p>雇用障害者数は 10 年連続で過去最高となっているが、平成 25 年 6 月 1 日現在の民間企業(50 人以上)の障害者の実雇用率は 1.76% であり、法定雇用率には達していない状況。</p> <p>また、平成 24 年度の平均工賃は 14,190 円となっている。</p>																		

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年6月1日)</p> <p>当該税制措置の適用効果もあり、雇用障害者数及び実雇用率は過去最高となっているが、平成25年6月1日現在の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.76%であり、法定雇用率には達していない状況である。</p> <p>平成20年6月1日～平成25年6月1日の間に、特例子会社数は242社から380社に増加しており、特例子会社における雇用障害者数も11,960.5人から20,478.5人に増加している。</p> <p>特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所は、一定割合の障害者を雇用することを要件としていることから、障害者の雇用を創出する場として重要な役割を果たしている一方、重度障害者を雇用することは、多額の設備投資を要するなど負担が大きい。</p> <p>そこで、本措置により、発注側に対し、障害者就労施設等との取引金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、これらの企業への発注が拡大され、経営基盤が安定し、障害者雇用の創出に貢献している。</p> <p>また、当該税制措置の導入以降、平均工賃は毎年増加しており、その伸び率も導入前と比較すると高くなっている(平成19年度の対前年度伸び率は3.1%であるが、平成24年度の対前年度伸び率は4.4%)。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年6月1日)</p> <p>租税特別措置が延長されない場合、障害者就労施設等との取引金額が減少し、結果として、障害者就労施設等における工賃の減少や雇用機会の喪失といった影響が生じることが考えられる。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年6月1日)</p> <p>雇用障害者数及び実雇用率は過去最高となっているが、平成25年6月1日現在の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.76%であり、法定雇用率には達していない状況である。</p> <p>平成20年6月1日～平成25年6月1日の間に、特例子会社数は242社から380社に増加しており、特例子会社における雇用障害者数も11,960.5人から20,478.5人に増加している。</p> <p>特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所は、一定割合の障害者を雇用することを要件としていることから、障害者の雇用を創出する場として重要な役割を果たしているが、重度障害者を雇用することは、多額の設備投資を要するなど負担が大きい。</p> <p>そこで、本措置により、発注側に対し、障害者就労施設等との取引金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、これらの企業への発注が拡大され、経営基盤が安定し、障害者雇用の創出に貢献している。</p> <p>障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するためには、工賃向上を図るとともに、障害者の雇用を促進していくことが必要である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>障害者就労施設等へ発注する企業に対して補助金を支給することとした場合、数ある一般企業から就労継続支援事業者等への発注額は予測できないことから、予算を適切に手当することは不可能であり、一般企業において、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要を増進するにあたっては、補助金等の手段での措置は困難である。障害者就労施設等は全国にあることから、広く一般企業を対象とした税制措置により、幅広い効果を発揮させることが</p>

		<p>適当である。</p>
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>障害者を多数雇用する事業主に対する税制上の支援措置として、「障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却(法人税、所得税)」、「心身障害者を多数雇用する事業所等に係る軽減措置(不動産取得税、固定資産税)」、「心身障害者を多数雇用する事業所等に係る課税標準の特例措置(事業所税)」がある。</p> <p>また、障害者を多数雇用することを要件として、施設整備等に対する支援を行う助成金として「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」及び「中小企業障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」がある。</p> <p>これらの税制上の支援措置及び助成金は、事業主の税負担の軽減や設備投資に係る負担軽減を目的としている。しかし、そもそも安定的な仕事が確保できなければ、これらの事業所の存続自体が危ぶまれることとなるため、発注側である一般企業に対する施策を講じることが重要である。</p> <p>そこで、本税制措置により、発注側の企業に対し、障害者就労施設等との金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、障害者就労施設等における障害者雇用の維持・拡大を図る必要がある。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>障害者基本法第6条では、国及び地方公共団体の責務として「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する」とされている。</p> <p>また、障害者雇用に関しては、①地方公共団体には障害者雇用の促進に必要な施策の総合的かつ効果的な推進を行う責務が課されていること(障害者雇用促進法第6条)、②障害者支援に係る費用は地域社会においても平等に負担すべきこと等から、地方税においても障害者就労施設等に対する障害者の雇用の促進を図ることが必要である。</p> <p>当該税制上の特例措置を全国一律に適用させることにより、一般企業による障害者就労施設等との取引を促進し、取引金額を増加させることに対するインセンティブを付与することで、障害者就労施設等における障害者雇用の維持・拡大につながる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 8 月